

## 口腔がん専門医制度施行細則改正のお知らせ

一般社団法人日本口腔腫瘍学会  
理事長 桐田 忠昭  
口腔がん専門医制度委員会  
委員長 原田 浩之

2017年11月20日に開催されました理事会にて「口腔がん専門医制度施行細則」の改正が承認されましたので、お知らせいたします。

### 暫定口腔がん指導医の申請・認定期間の延長

暫定口腔がん指導医制度は2018年3月31日をもって廃止することにしておりましたが、暫定口腔がん指導医制度廃止により指導責任者が不在となる認定研修施設が多いため、暫定口腔がん指導医制度は下記の通り、2023年3月31日まで延長することといたしました。

【暫定口腔がん指導医申請】2018年3月31日→（変更後）2023年3月31日（施行細則第25条第9号）

【暫定口腔がん指導医認定】2020年12月31日→（変更後）2025年12月31日（施行細則第22条第2項）

※再延長は致しませんので、日本がん治療認定医機構がん認定医またはがん認定医（歯科口腔外科）を取得している先生は、期日までに口腔がん専門医を取得するようお願い申し上げます。

### 【注意点】

- ・認定期間延長に伴う手続きはありません。自動的に延長されます。
- ・認定期間延長に伴う認定証の再発行は致しません。  
（認定期限2020年12月31日→2025年12月31日に読み変えてください）

### 口腔がん専門医の申請要件の変更（施行細則第15条第6項第5号）

口腔がん専門医への申請の際に必要な業績として、本学会雑誌に筆頭著者としての論文1編の業績が必要でしたが、筆頭著者または責任著者としての論文1編の業績が必要であることといたしました。

### 【変更前】

申請前5年間に、口腔がんの臨床に関する研究発表（筆頭演者）2件および論文1編（筆頭著者）の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌および学術集會に発表されたものに限られる。また、研究発表のうち1件は本会の学術大会での発表であること、また論文1編は本学会誌での発表であること。

### 【変更後】

申請前5年間に、口腔がんの臨床に関する研究発表（筆頭演者）2件および論文1編（筆頭著者もしくは責任著者）の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌および学術集會に発表されたものに限られる。また、研究発表のうち1件は本会の学術大会での発表であること、また論文1編は本学会誌での発表であること。